

【いじめに対する基本姿勢】

- いじめは卑怯な行為であり、「絶対に、許さない・見逃さない」という姿勢で日々指導に当たる。
- いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行う。
- 自他のいのちを大切にし、互いに尊重し合うことのできる態度を育成する。
- 児童が明日も来なくなる学校、保護者が通わせて安心できる学校づくりに全職員で取り組む。

◆未然防止◆

1 「いのちの教育」の充実

- ・公平、公正などの道徳的価値を高める授業実践
- ・いじめをなくす取り組みを考える学級活動
- ・「いじめは絶対に許さない」という担任の思いが伝わる学級経営

2 個を大切にした授業づくり

- ・わかりやすい授業
- ・特別な支援を必要とする児童への配慮
- ・自尊感情を高める課題解決、問題解決学習

3 自己存在感、自己有用感を味わえる場づくり

- ・全員で取り組む学級活動（係活動、学級会）
- ・感謝し合える当番活動
- ・友達のよさを認める帰りの会（今日のよいこと）

4 児童の主体的な取り組み

- ・「温かい丁寧な言葉」を使うことの推進
- ・児童一人一人が互いに声を掛け合う活動
- ・児童会活動「あいさつ運動」「なかよしタイム」

5 家庭・地域との連携

- ・学年学級懇談会、各種会議、学校学級だより等で「学校いじめ防止基本方針」について周知
- ・PTA研修会や学校運営協議会でいじめ問題についての協議

◆早期発見◆

1 担任が一人一人とじっくり話せる場の設定

- ・いじめアンケート（年3回）
- ・保護者アンケート（年2回）
- ・教育相談（年3回）
- ・保護者との個人面談（年2回）

2 アンテナを高くした学校生活

- ・児童同士の呼名（呼び捨て、気になる呼び方）
- ・休み時間（教室に残っている、一人ぼっち）
- ・グループ（しつくりこない、違和感がある）
- ・持ち物（いたずら書き、破れ、宿題忘れ）
- ・教室、トイレ（汚れ、いたずらがき）

3 情報共有

- ・職員打ち合わせで行う「児童理解」
- ・教職員間での情報共有
- ・市教育委員会へ状況報告（毎月）
- ・中央地区子供育成会との情報交換（年2回）
- ・学童、スポ少など地域からの情報提供

◆適切な対応◆

1 基本的な考え方

- ・被害児童、通報児童を守る
- ・児童の人格形成に主眼を置いた指導
- ・担任一人でなく、組織的に対応
- ・双方の言い分、きっかけ等を丁寧に聞き取る
- ・必要に応じ、関係機関・専門機関と連携

2 いじめ発見・通報を受けての対応

- ・校内の「児童理解委員会」へ報告
- ・担任、学年主任、生徒指導部長が行う、関係者からの情報収集と事実確認
- ・事実確認の結果を市教育委員会に報告
- ・保護者に連絡
- ・経過を家庭と学校双方で見守る
- ・被害児童への対応及びその保護者への支援
- ・加害児童及びその保護者への対応

3 再発防止に向けた集団への働きかけ

- ・自分事として捉えさせる学級指導
- ・全員で根絶しようという意識付け
- ・互いに声を掛け合う集団づくり

◆いじめ重大事態（生命・心身・財産への重大な被害）発生時の対応◆

- 1 疑いがある時点で、市教育委員会に報告し、指導を受けて対応
- 2 必要な調査を速やかに行う
- 3 調査結果を市教育委員会と被害側児童・保護者に報告
- 4 保護者説明会等による学校関係者への説明と協力依頼
- 5 再発防止策をまとめ、教職員全員で全力を挙げて再発防止に取り組む

◆取り組みの評価と見直し◆

- 1 学校評価項目に加えての適正な評価
- 2 「児童理解委員会」による改善策の検討